

○構内無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件を定める件（平成二十年
 総務省告示第四百七号）の一部を改正する告示案 新旧対照表
 （傍線部分は改正部分）

改正案

現行

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の九第一号ニ並びに第二号イ及びホの規定に基づき、構内無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件並びに送信時間制限装置又はキャリアセンスの備付けを要しない無線設備を次のように定める。

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の九第一号ニ並びに第二号イ及びホの規定に基づき、構内無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件並びに送信時間制限装置又はキャリアセンスの備付けを要しない無線設備を次のように定める。

なお、昭和六十一年郵政省告示第三百八十五号（構内無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件を定める件）は、廃止する。

なお、昭和六十一年郵政省告示第三百八十五号（構内無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件を定める件）は、廃止する。

一 (略)

一 (同上)

二 九一六・七MHz以上九二〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局の無線設備の送信時間制限装置は、その装置を備え付けた構内無線局が電波を放射してから四秒以内にその電波の放射を停止し、かつ、当該停止から五〇ミリ秒を経過するまでの間は送信を行わないものであること。ただし、中心周波数を九一六・八MHz、九一八MHz、九一九・二MHz又は九二〇・四MHzとする単位チャネル（設備規則第四十九条の九第一号ハに規定するものをいう。次項において同じ。）のみを使用する場合は、この限りでない。

二 九五二MHzを超え九五六・四MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局の無線設備の送信時間制限装置は、その装置を備え付けた構内無線局が電波を放射してから四秒以内にその電波の放射を停止し、かつ、当該停止から五〇ミリ秒を経過するまでの間は送信を行わないものであること。ただし、中心周波数を九五二・四MHz、九五三・六MHz、九五四・八MHz又は九五六MHzとする単位チャネル（設備規則第四十九条の九第一号ハに規定するものをいう。次項において同じ。）のみを使用する場合は、この限りでない。

三 九一六・七MHz以上九二〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局の無線設備は、次の技術的条件に適合するキャリアセンスを備え付けること。ただし、中心周波数を九一六・八MHz、

三 九五二MHzを超え九五六・四MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局の無線設備は、次の技術的条件に適合するキャリアセンスを備え付けること。ただし、中心周波数を九五二・四MHz、九

九一八MHz、九一九・二MHz又は九二〇・四MHzとする単位チャネルのみを使用する場合は、この限りでない。

1～3 (略)

四・五 (略)

五三・六MHz、九五四・八MHz又は九五六MHzとする単位チャネルのみを使用する場合は、この限りでない。

1～3 (略)

四・五 (略)